

## 鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年 7 月 10 日付第 201500055803 号  
鳥取県総務部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、建築関係建設企業（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事のうち、建築一式工事、電気工事、管工事等の建築関係の工事（以下「建築関係建設工事」という。）を施工する建築関係建設業者をいう。）及び建築関係コンサルタント企業（建築関係建設工事に係る設計、測量等を行うコンサルタント業者をいう。）に雇用されている建設労働者及び建設技術者（以下「建設労働者等」という。）の資格取得するための研修の受講、当該資格取得試験の受験等の取組を支援することにより、建設労働者等のスキルアップ及び建築関係企業の人材育成の促進を図ることを目的とする。

(本補助金の交付)

第 3 条 県は、鳥取県内に本店を有する建築関係建設企業及び建築関係コンサルタント企業（以下「事業者」という。）に対して、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金は、次に掲げる資格（以下「対象資格」という。）を取得するために民間企業が実施する研修（以下「対象研修」という。）を受講し、当該対象研修終了年度に当該資格に係る資格取得試験（第 1 次試験又は第 2 次試験を問わない。）を受験した次項に該当する建設労働者等 1 人につき、当該対象研修の受講料（旅費等の受講料（テキスト代を含む。）以外の経費を除く。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額と 30,000 円のいずれか低い額を第 4 項に定めるところにより交付する。ただし、対象研修の受講に関して、国の助成（建設労働者確保育成助成金、教育訓練給付金等）を受けているものにあつては、本補助金は交付しない。

(1) 1 級又は 2 級建築士（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定するものをいう。）

(2) 1 級又は 2 級建築施工管理技士（建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の 3 に規定するものをいう。）

(3) 1 級又は 2 級電気工事施工管理技士（建設業法施行令第 27 条の 3 に規定するものをいう。）

(4) 1 級又は 2 級管工事施工管理技士（建設業法施行令第 27 条の 3 に規定するものをいう。）

(5) 1 級又は 2 級電気通信工事施工管理技士（建設業法施行令第 27 条の 3 に規定するものをいう。）

(6) 建築設備士（建築士法第 2 条第 5 項に規定するものをいう。）

3 前項の建設労働者等は、対象研修に係る資格取得試験を受験する年度の 4 月 1 日において、満年齢が 40 歳以下の者とする。

4 第 2 項の補助金の交付は、次によるものとする。

(1) 本補助金は、第 4 条による交付申請書の提出日において、建設労働者等が対象研修を受講しており、申請書提出年度に当該対象資格取得試験を受験したこと及び建設労働者が対象研修の受講料の全部又は一部を負担している場合にあつては、本補助金の交付を受けた事業者が当該建設労働者等へ本補助金相当額を支給したことを確認できた場合に交付するものとする。

(2) 本補助金の交付は、対象資格ごとに同一の建設労働者等 1 人につき、年 1 回とし通算 2 回ま

でとする。

(交付申請の時期等)

第4条 事業者は、本補助金の交付申請を毎年4月1日から対象資格の資格取得試験の実施日までに行うものとする。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額に係る変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了（対象資格取得試験の受験をいう。）又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。ただし、当該対象資格取得試験が第1次試験であって、その試験に合格した場合において当該年度内に対象資格の第2次試験に係る講習の受講及び受験をしようとする場合（規則第12条第1項の規定による変更等の承認を受けた場合を除く。）にあっては、当該第1次試験の結果発表の日から10日以内に行うものとする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき、同条第2項第1号第2項に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月13日から施行し、平成27年度に実施される対象資格の資格取得試験に係るものから適用する。

2 第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年度に限り、平成27年4月1日から7月31日までに資格取得試験が実施される対象資格に係るものについては、本補助金の交付申請を平成27年8月12日までにを行うことができるものとする。

附 則

1 この改正は、平成28年3月31日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この改正は、平成29年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和元年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する

様式第1号（第4条、第7条関係）

〇〇 年度鳥取県建築関係資格取得支援事業計画書（報告書）

1 受講研修及び受講者

対象資格名								
受講研修名及び 研修概要	(研修名) (概要)							
研修実施機関名					研修期間	年月日 ～ 年月日		
受講者名	役職名	生年月日	年齢	受講料 (円)	試験日	試験区分	過去の助成 回数	国助成 の有無
〇〇 〇〇	〇〇〇〇	H10.10.10	〇	123,456	H27.12.12	1次試験	1回(H26)	なし

- 注) 1 対象資格、受講研修、研修実施機関が異なる研修を受講する場合は、上記表を複写して別々に記載する。
- 2 試験日は、研修終了後に受検する資格取得試験日を記載する。
- 3 試験区分は、受験を予定している試験について、「1次試験」「2次試験」を記載する。
- 4 過去の助成回数は、受講者の過去の本補助金の助成回数を記載し、( )で助成を受けた年度を記載する。
- 5 国の助成の有無は、受講する研修の受講料について、国の助成（建設労働者確保育成助成金、教育訓練給付金等）の有無を記載する。

- 2 他の補助金活用状況                    あり ・ なし  
(あり・なしのいずれかに○をし、ありの場合は、その補助金について記載する。)

補助金名	
事業内容	
補助機関（担当部署）	

- 3 消費税の取り扱い                    一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者  
(いずれかに○をする。)

(添付書類)

○交付申請時の添付書類

- (1) 研修内容、研修期間等の研修概要が分かる資料
- (2) 研修の受講を証明する資料（受講決定書又は受講証等の写し）
- (3) 受講者の生年月日が分かるもの（健康保険被保険者証又は運転免許証等の写し）  
なお、健康保険被保険者証等の写しの場合は、その被保険者等記号、番号等にマスキングを施すこと。
- (4) 受講料の支払いを証明するもの（領収書等の写し）

○実績報告時の添付書類

- (1) 受講したことを証明するもの（受講修了証又は研修実施機関の出席状況証明等の写し）
- (2) 資格取得試験の受験票の写し
- (3) 事業者から受講者への補助金相当額の支払を証明する資料（受講者への振込書、受講者の領収書、総勘定元帳等のいずれかの写し）

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇 年度鳥取県建築関係資格取得支援事業収支予算（決算）書

収支予算（決算）

1 収入の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B - A)	備考
本補助金				
自己負担額				
その他の収入				
合 計				

注) 1 本補助金は、受講者ごとに受講料×1/2（30,000円を超える場合は30,000円）で算出した額の合計額を記載する。

2 自己負担額は、受講者ごとに受講料から本補助金額及びその他収入額（他の補助金等）を差し引いた、本人（事業者を含む。）が負担する額の合計額を記載する。

3 備考は、予算額又は決算額の積算、その他説明事項を記載する。

4 交付申請時には、決算額及び増減額の記載は不要とする。

5 合計額は、各受講者の受講料の合計額と一致する。

2 支出の部

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B - A)	備考
研修受講料				
合 計				

注) 決算額及び増減額は、交付申請時の記載は不要とする。

番 号  
年 月 日

様

職 氏名

印

〇〇 年度鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付（け第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。「以下「規則」という。」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金交付要綱（平成27年7月10日付第201500055803号鳥取県総務部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 様

事業主体 住所  
氏名 印

年度鳥取県建築関係資格取得支援事業仕入控除税額報告書

年 月 日第 号により交付決定があった鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金について、鳥取県建築関係資格取得支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条の補助金の確定額(第6条の補助金の交付決定額)

金 円

2 補助金の額の確定時(交付決定額)における消費税仕入控除税額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税額

金 円

4 補助金返還相当額(3-2)

金 円

(注)別紙を添付すること。

年度鳥取県建築関係資格取得支援事業に係る仕入控除税額

1 補助金確定(見込)額

金 円

2 仕入控除税額の概要

(1) 補助金の使途の内訳

(単位:円)

区 分	課税仕入			非課税仕入使用分	合 計
	課税売上対応分	非課税売上対応分	共通対応分		
経費の内訳					
	合 計				

(2) 課税売上割合

(3) 仕入控除税額

(注) 確定申告書の写し等参考となる資料を添付すること。